

Community First

地域コミュニティの活性化に向けた 住協活動等支援法人(仮称)設立の基本的な考え方

～ 持続可能な住民協議会の活動支援 ～



令和8年5月
三鷹市住民協議会連絡会



1. 法人設立の背景

◆ 三鷹市の住民協議会の歩みと近年の課題

三鷹市は、昭和49年(1974年)に全国で初めて「コミュニティ・センター条例」を制定し、市内各地区に「住民協議会(住協)」が次々と誕生しました。

以来およそ50年間にわたり、住協の皆様は市民自治の要として、お祭り、防災、福祉、文化活動など、地域に根ざした多岐にわたる活動(住協活動)を牽引し、三鷹の豊かなコミュニティを築き上げてきました。

しかし、**近年では少子高齢化やライフスタイルの多様化が進み、「役員のなり手不足」や「参加者の固定化」といった悩み**を、多くの地域が抱えています。

これまでの枠組みやボランティアの力だけでは、複雑化する地域の課題に対応することが難しくなっているのが現状です。



1. 法人設立の背景

◆ 住民協議会の提言

「住民協議会在り方検討委員会」では、こうした課題を踏まえ、**コミュニティ・センターが地域のネットワークのつなぎ役**として、これまで以上に多様な市民が集まり、つながりを作っていく「**市民のよりどころ**」となる**施設**を目指すことが必要と考えました。

そのためには、住民協議会が持つ**地域のネットワーク機能**や**コーディネート機能の強化が不可欠**であると考えます。

これまで以上に、住民や地域団体との連携、福祉等の専門窓口や行政との連絡調整などの機能が必要であり、**事務局職員が地域のコーディネーターを担う体制の整備が必要**である、との結論に至りました。

その一つの施策として令和6年5月に、「**住民協議会の事務局機能の法人化**」を**市に提言**し、住民協議会と市が意識共有を図りながら取り組むことを示しました。



2. 新設法人の目的及び事業

目 的

この法人は
コミュニティ・センターを拠点とした住民協議会等の活動
を支援することにより
**市民主体のまちづくりを推進し、地域社会の健全な発展
に寄与すること** を目的とする

事 業

この法人は
地域コミュニティのさらなる活性化を目指して
「住民協議会等地域団体の活動支援」
「コミュニティ・センターの管理・運営」
「地域コミュニティの活性化に向けたコーディネート業務」
を行う



3. 新設法人の目的及び事業

新設法人は、設立後の令和10年4月以降は、コミュニティ・センターの指定管理者となるほか、**地域コミュニティのさらなる活性化を目指して**、主に以下の4つの取組みで住民協議会の活動支援を通じて地域の活動をサポートします。

- ① 住協活動のデジタル化(DX)による職員事務負担の軽減
- ② 「よろず相談機能」の充実と、多様な団体との橋渡し
- ③ 新しい担い手の発掘と「ゆるやかなつながり」づくり
- ④ 専門家とのマッチング支援



4. 新設法人の概要（案）

◆ 法人の概要

- 令和9年10月に法人を設立し、7つの住民協議会と三鷹市による共同で、市内に法人本部事務局を置く。
- 新設法人は、一定の目的（地域社会の健全な発展を目的とする事業）のために提供された財産を運営・管理することから**一般財団法人**として設立する。
- 新設法人は、住民協議会の活動をはじめ、地域のコミュニティ活動を支援する。
- 新設法人は、**令和10年4月からコミュニティ・センターの指定管理業務を担う。**
- **7つの住民協議会の会長は、新設法人の理事に就任する。**



4. 新設法人の概要（案）

◆ コミュニティ・センターと住民協議会の役割

- コミュニティ・センターは、引き続き住民協議会の活動の拠点であるとともに、地域コミュニティの活動・交流の場となる。
- 引き続き住民協議会が自主的・主体的に同センターの運営に関与する仕組みを導入する。
- 各住民協議会は、これまでと同様、地域住民で構成される任意団体として、従来の組織及び活動を継続し、コミュニティ活動の一層の活性化、地域団体との相互連携などを担う。
- 市から住民協議会に交付している指定管理料及び助成金は、新設法人への交付に変更するが、引き続き住民協議会が自主的・主体的に活動するため、主に活動費助成金の使途や予算・決算に関与する仕組みを導入する。



4. 新設法人の概要（案）

◆ 職員体制、本部と各コミュニティ・センターの関係

- 新設法人の本部事務局を市内に設置し、法人全体の運営、職員の雇用管理・給与関係事務の一括処理、共通する事務処理などを行う。また、本部事務局に新たに職員を一定人数配置することで、各コミュニティ・センターでの休職者や退職者への柔軟な対応を可能とする。
- 新設法人による各コミュニティ・センター事務局には、非常勤職員を含め現在と同じ人数の職員を、各コミュニティ・センターに配置する。施設の指定管理業務及び地域コミュニティのさらなる活性化を目指す住協活動等への支援業務とその拡充に取り組む。
- 住民協議会の事務局職員は、令和10年4月1日付で新設法人に移籍する（雇用主の変更）。その際、職歴等は全て引き継がれるものとし、平成29年6月7日より前に住民協議会に雇用された者は、新設法人に雇用された後も本人の同意なく人事異動の対象となることはない。

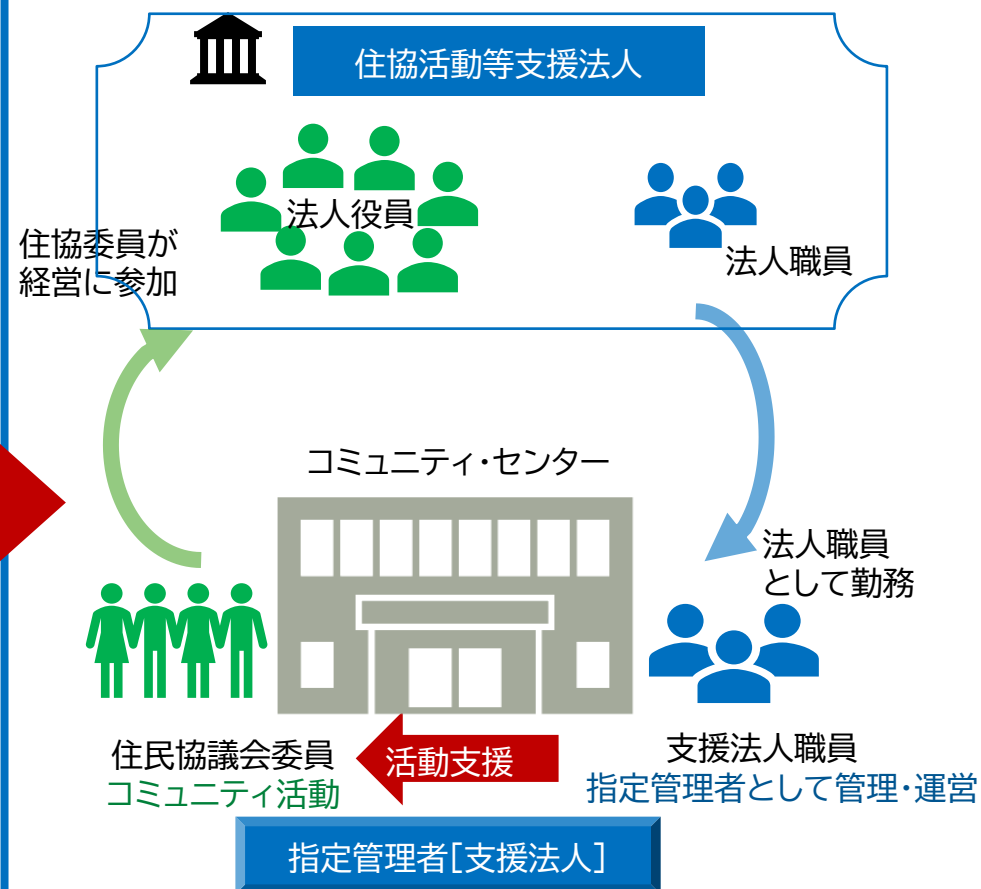


5. 住民協議会・事務局職員・市との関係性

【現状】



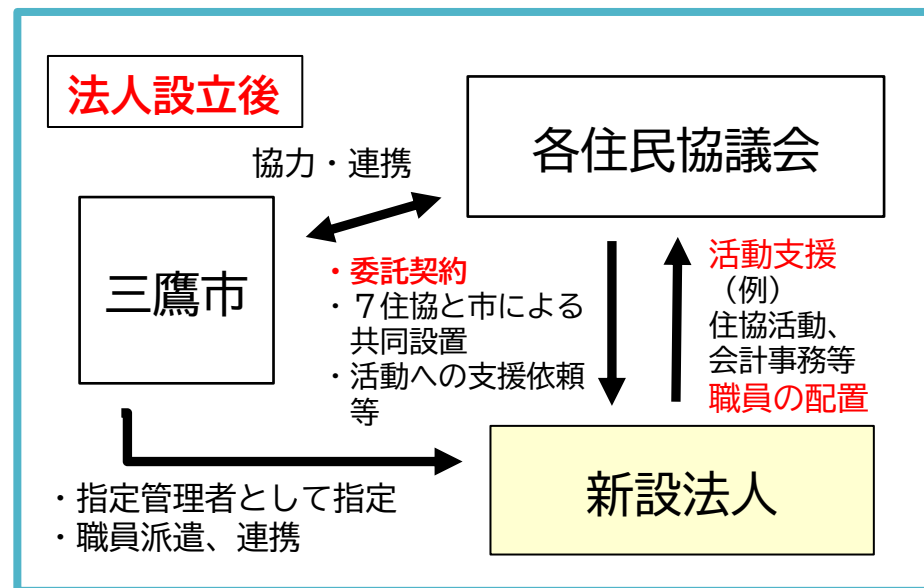
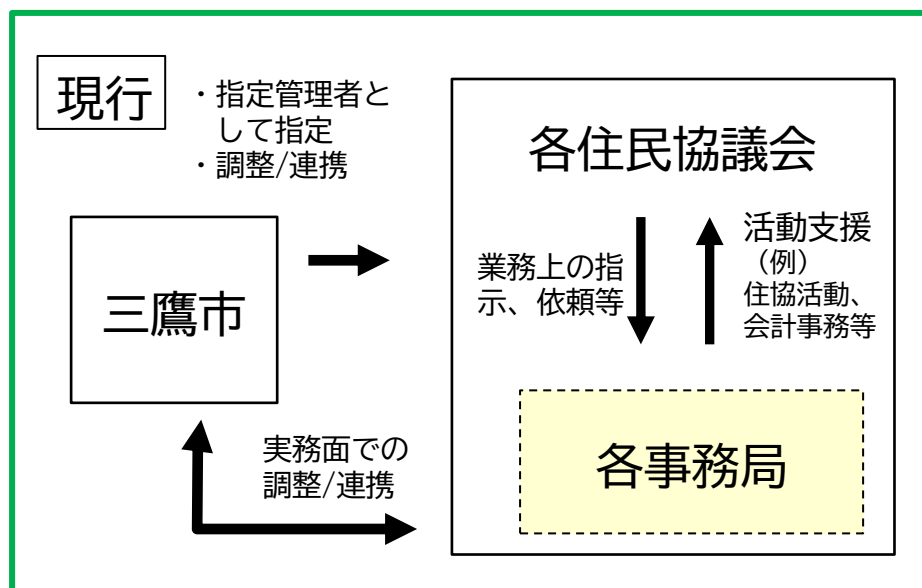
【法人設立後】



5. 住民協議会・事務局職員・市との関係性

◆ 住民協議会と事務局との関係

事務局職員は住民協議会との雇用契約に基づき、住民協議会活動を支援してきました。法人新設後は、住民協議会から法人への無償の「委託」契約に基づき、各事務局に勤務する法人職員が、住民協議会からの依頼や要請に沿った支援を提供します。



7. 法人設立に向けた今後のスケジュール

Step1

令和8年4月 法人設立準備担当を配置【三鷹市】

法人の形態、組織等の検討を含めた準備を進める

Step2

令和8年6月 法人化を検討する新組織を設置

事務局長+事務局職員+市で構成
必要に応じて分科会を設けることも検討

Step3

法人化に関する課題等の検討・整理＜上記組織等による検討＞

法人と住協との関係の整理、経費処理の検討・整理、雇用関係の整理など



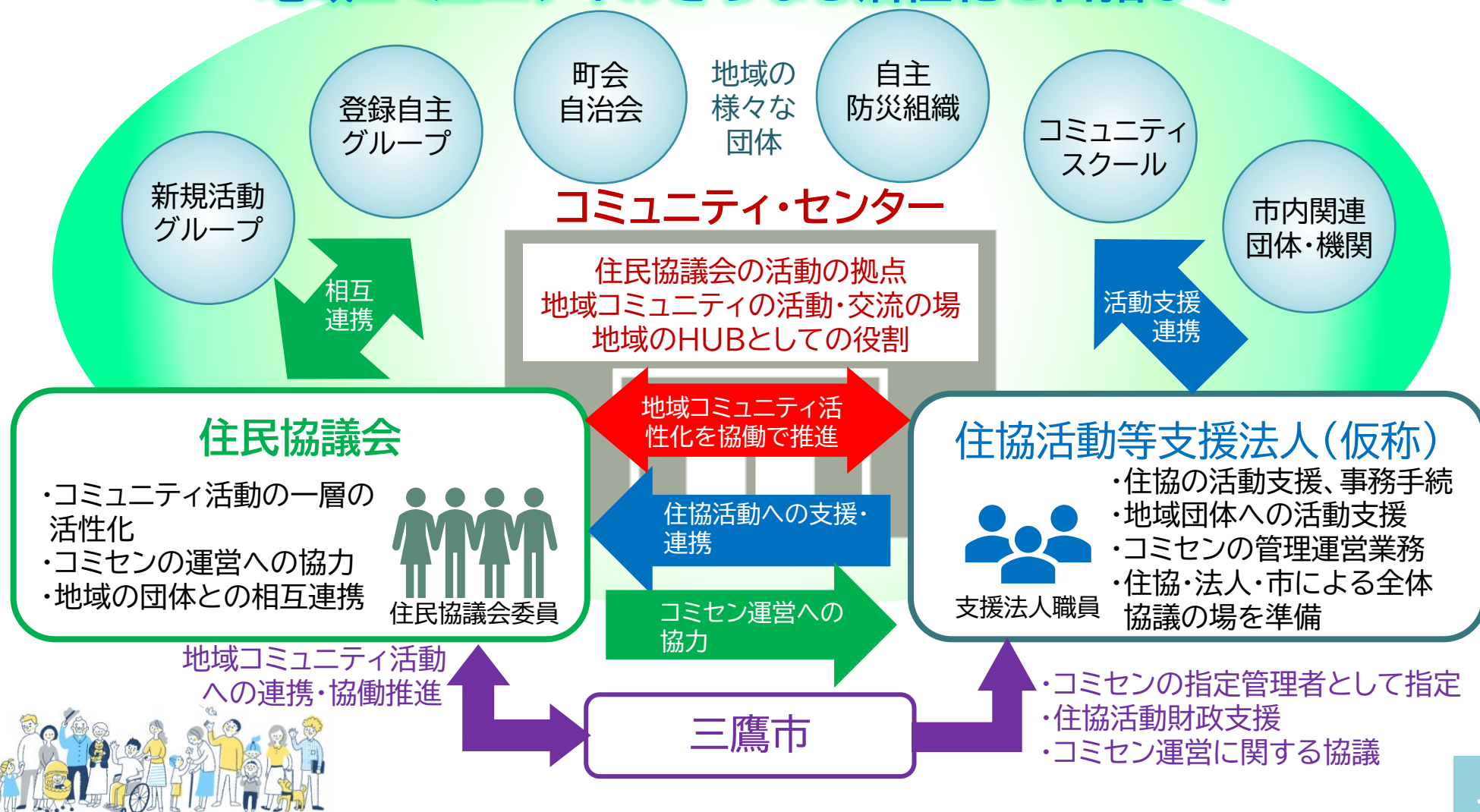
目標

- ・ 令和9年10月(予定)の法人設立
- ・ 令和10年4月(予定)の指定管理等業務開始



5. 住民協議会・事務局職員・市との関係性

地域コミュニティのさらなる活性化を目指して



6. 法人設立により期待される効果

- 設立法人が指定管理者及び職員の雇用主になることにより、住民協議会という任意団体の課題であった、「**対外的に組織の代表である会長が個人責任を問われる**」等のリスクが解消できる。
- 任意団体による管理運営から法人になることにより、**これまでできなかった商取引・金融取引等が可能**となり、業務の効率化が図れる。
- 7か所それぞれで行っていた**事務手続きを法人で一元管理することにより業務の効率化**が図れ、**事務局職員が地域のコーディネート機能を担う体制が整備**できる。
- コミュニティ・センターという公共施設を7つの住民協議会それぞれが管理運営していたことによる、利用方法のわかりづらさや予約方法が、共通の予約システムやWEBサイトシステム導入により解消してきている。今後は、法人全体の目標として、**コミュニティ・センター全体の利用率向上や新規利用者増が期待される**。
- 事務局職員の**雇用主が、任意団体である住民協議会から新設法人に変更**となることで、**身分保障等が厚くなる**という利点がある。

